

第2章

中東における障害者権利条約の実施

——障害法の形成と課題——

小林 昌之

はじめに

21世紀最初の包括的な人権条約である障害者権利条約の採択をはじめ、国内における障害者の人権確立に果たしてきた国際連合、および、リージョナルなレベルでの取り組みの役割は大きい。1983年から1992年までの国連「障害者の10年」終了後、中東地域は、アジア太平洋地域、アフリカ地域に続き、2004年に「アラブ障害者の10年」(2004-2013年)を採択し、リージョナルな「障害者の10年」を実施する3番目の地域となった。リージョナルな取り組みは、障害問題の普遍的な課題のほか、それぞれの地域に特有な課題に焦点が当てられることがあり、それが目標や目的の設定の違いに垣間見られる。

中東地域では障害者の人権をどのように捉え、どのように国内の障害法に反映してきたのであろうか。本章では、中東地域のリージョナルな取り組みを確認した上で、障害者の人権に関する国際規範となっている障害者権利条約を基準に、各国が障害者の権利確立のためにどのような法整備を行い、課題が残されているか明らかにする。対象国は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、イラン、トルコとし¹⁾、障害者権利委員会との建設的対話(条約履行状況の審査)の過程を

1) いずれもイスラーム文化圏にある中東地域の大国であるものの、宗派、民族、言語、法体系などはそれぞれ異なる。岩隈(2019)は、憲法上のイスラーム法の位置づけの類型化を試み、5つに分類している。対象国をそれに当てはめると、①古典的なイスラーム法の適用方法を維持している国(サウジアラビア)、②元首制定法(勅令・大統領令等)をとおしてイスラーム法の実定化を行っている国

素材に、各国における障害者権利条約の重要課題への対応を考察する。障害者権利条約が締約国に求める、障害の社会モデルへのパラダイム転換をはじめとして、障害者の定義、差別禁止と合理的配慮、教育と労働、家族と女性障害者、障害当事者の参加とモニタリングなどを取り上げて検討する。なお、中東地域においては、人の身分、婚姻、家族、相続などについて、特にイスラーム法の影響があることが想定されるものの、イスラーム法と障害法の詳細な分析については本章の射程外とする。

先行研究としては、Risper-Chaim(2007)が、イスラーム法と障害に関する基本文献となっている。イスラーム法の黎明期から現在に至るまでのさまざまな表現で示される、健康面で「普通でない」人に対するイスラーム社会の態度を描写することで、中東を中心としたイスラーム諸国における障害に対する見方を分析している。ただし、障害の社会モデルの存在については認識されているものの、2006年に採択された障害者権利条約については言及していない。他方、Kinker(2014)は、障害者権利条約の制定過程でも議論された、イスラーム法と条約の人権フレームワークとの抵触の問題が、条約批准時およびその後の国内法整備の過程でどのように扱われたのか、例を示しながら初歩的な検討を行っている。

Risper-Chaim(2007)によれば、イスラーム法では、障害者を一括りにするのではなく、それぞれの障害を、特定の、認識可能な人間の行為または態度と受け止めて個別に言及してきたという(Risper-Chaim 2007, 3)。また、イスラーム法自体は、障害者も社会の一員であり、社会から排除した者とは扱っていないとする。ただし、障害者は特別なニーズを必要とすることから、例えば健常者への宗教的義務の言及の際に、追加的に障害者にも言及し、両者の扱いの差は、それぞれの障害固有の困難に応じた宗教的義務の緩和などにとどまるとする

(UAE)、③議会制定法(法律)をとおしてイスラーム法の実定化を行っている国(イラン)、④家族法、法人法など限定的な法分野においてイスラーム法の適用を認めている国(該当なし)、⑤イスラーム文化圏だが政教分離制を採用している国(トルコ)となる(岩隈 2019, 8)。

また、富岡(2014)によると、サウジアラビアのみが裁判規範としてイスラーム法そのものが法源となり、制定法を介さず、直接適用され、例えば家族に関する制定法はなくイスラーム法が実体規範となっているとする。それに対して、イランは、イスラーム法を最高法規としながらも、制定法の適合性審査で用いられるのにとどまっているとされる(富岡 2014, 165-178)。

(Risper-Chaim 2007, 93)。そして、イスラーム法は今日「人権」の範疇にあるいくつかの問題にも対処し、「結婚」する権利は障害の有無で影響されるものではなく、婚姻の解消を正当化する障害は、結婚の目的を超越する危害がある少数の機能障害などに限られているとする (Risper-Chaim 2007, 94-95)。本章では、こうしたイスラーム法の特徴を考慮しつつも、障害者権利委員会が問題としている事項を基準に、各国の障害法を考察するものとする。

1 中東の地域レベルでの取り組み

1-1. リージョナルな取り組み

国連西アジア経済社会委員会 (ESCWA) の協力のもと、2002年にアラブ連盟 (Arab League) およびアラブ障害同盟 (Arab Organization of Persons with Disabilities: AOPD) が主導し、採択された「アラブ障害者の10年」²⁾ は、中東地域における障害問題の取り組みについての初めてのリージョナルな合意となっている (ESCWA & League of Arab States 2014, 7)。その内容は、障害者を社会から分離させて施設に収容するのではなく、地域社会に統合する「施設から地域への移行」という国際的な潮流を取り込みつつ、障害者の「家族」に言及することが多いなどの特徴を有する (長田 2005, 20-21)³⁾。しかし、本来であれば各国のモニタリング状況が毎年報告されることになっていたものの、2007年のESCWAの社会開発委員会における報告 (ESCWA 2010, 31) を最後に、それ以

2) 「アラブ障害者の10年」については、長田 (2004; 2005) が詳しい。長田 (2005) の添付資料として、「Arab Decade for Persons with Disability 2004-2013」およびその日本語訳が所収されている。なお、「Arab Decade for Persons with Disability 2004-2013」は、Friends of the Disabled Associationのアーカイブからも入手可能である。

<https://web.archive.org/web/20070113163706/http://www.friendsfordisabled.org.lb/ArabDecadeEnglish.pdf> (2022年12月7日アクセス)

3) 「アラブ障害者の10年」では、15の目標が掲げられ、取り組むべき重点分野として以下の12分野が設定された：①立法、②健康、③教育、④リハビリテーションと雇用、⑤施設と交通、⑥障害児、⑦女性障害者、⑧高齢障害者、⑨メディアと公衆啓発、⑩グローバル化と貧困、⑪スポーツとレクリエーション、⑫モニタリングと実施メカニズム。

降の状況について説明する文書については確認できていない⁴⁾。またESCAPの第二次、第三次「アジア太平洋障害者の10年」のような「アラブ障害者の10年」の後継も存在しない。

中東地域において、ESCWA以外の有力な政府間組織としては、アラブ連盟 (League of Arab States)、湾岸協力会議 (Gulf Cooperation Council)⁵⁾、イスラーム協力機構 (Organisation of Islamic Cooperation) が存在する。このうち、個別条文で明示的に障害者の権利を謳っているのは、アラブ連盟の加盟22カ国中17カ国が批准している2004年の「アラブ人権憲章」⁶⁾である。「アラブ人権憲章」も障害についての国際的潮流を組み込んだ内容となっており、障害を理由とした差別の禁止 (第3条)、障害者の尊厳の尊重 (第40条) などの条文にこのことが表れている (章末 資料2-1)。ここでも、障害当事者に加えて、「家族」への言及が見られ、特徴のひとつとなっていると言えよう。

1-2. イスラーム法学における障害者の権利に関する決議

地域的な取り組みのほか、注目すべき法的文書として、イスラーム協力機構の補助機関である国際イスラーム法学アカデミー (International Islamic Fiqh Academy: IIFA) が2015年に決議として出した「イスラーム法学における障害者の権利に関する決議」(Resolution 213) がある。この決議は、ファトワー (fatwa)⁷⁾ であるとされ (Risper-Chaim 2019, 116)、現在と過去の観察を総括し

4) 2011年7月に「アラブ障害者の10年および障害者権利条約の成果の評価とレビュー」に関する全国シンポジウムが開催され、そのレポートと勧告がまとめられている。ただし、詳細な議論は不明である (http://www.aodp-lb.net/_report.php?events_id=53 2019年2月26日アクセス)。

5) 湾岸協力会議は、2014年に湾岸協力会議人権権宣言を採択し、障害者はその他の脆弱グループとともに第41条のなかで次のように言及されるにとどまる。

第41条 国際人道法の規則は、高齢者、障害者、患者、女性、子ども、捕虜および文民の権利を保障するためのすべての一般的な国際条約および慣行に従い、武力紛争においても適用される (GCC Human Rights Declaration, at <http://www.gcc-sg.org/en-us/CognitiveSources/DigitalLibrary/Lists/DigitalLibrary/Human%20Rights/1453192982.pdf> (2019年2月26日アクセス))。

6) 2008年発効。“Arab Charter on Human Rights,” at <https://www.unicef.org/tdad/arabcharterhumanrights.doc> (2019年2月26日アクセス)。

7) シャリーア (Shari'a) はコーランと預言者ムハンマドの言行 (スンナ) を法源とする法律 (イスラーム法)、フィクフ (fiqh) はイスラーム法 (シャリーア) に対する法解釈学、ファトワー (fatwa)

て、障害者の介護 (care) の原則を簡潔に6点にまとめ、7つの勧告からなる (章末資料2-2, IIFA 2015)。

決議では、「障害者とは、健常者と比較して、精神的、感覚的または身体的に必要な務めが行えない人を意味する」(第1条)と定義されており、障害の医学モデルに立っていることがわかる。ただし、シャリーアは、障害者の権利に関心を寄せ、彼らを社会の完全な構成員とし、シャリーアのなかで除外されているものを除いて、他の者と同じ権利および義務を有しているとし、基本的には障害者は社会に包摂されると示している (第3条)。さらに、障害者のための家族の維持と家族に対する権利、結婚や住居などの基本的ニーズ、社会のほかの構成員との統合、よき仲間付き合いの提供などに言及し (第4-5条)、家族が中核にあり、社会が障害者を受け入れることを求めている。

また、国家に対する勧告では、(1) あらゆる手段を用いて、障害者の権利について、家族および社会を啓発すること、(5) 社会と障害者の相互交流の窓口を拡大し、障害者の権利に取り組む協会を設立し、支援すること、(6) 結婚前の健康診断を含め、障害の原因を減らすあらゆる手段をとること、および、(7) イスラーム法の規定に矛盾しない方法で、障害者の権利に関する国際条約に重きを置くことなどが決議されている。

本決議第1条のように、障害者を障害のない者と関連づけて定めるのは、伝統的なイスラーム法文書でとられている方法であるとされる (Risper-Chaim 2019, 117)。コーランまたは他の法的文書は、まず、健康な者 (健常者) に対す義務を定め、その後、健康でない者 (障害者など) が義務を果たしたと法的に有効とみなされうる方法を編み出していると評価し、それをもって本決議においても、障害者が健常者の社会に統合 (damj) されていると説明する (Risper-Chaim 2019, 117)。

小 結

中東地域においても、障害に関する国際的潮流が影響を及ぼしていることが確認できたものの、リージョナルな取り組みはそれほど活発には行われていない。

はイスラーム教指導者 (ムフティー) によって発令される勧告、布告、見解などである。

また、「イスラーム法学における障害者の権利に関する決議」を見る限り、イスラーム法は、障害の医学モデルに立っているものの、障害者を社会の構成員として包摂し、宗教的な義務以外では、障害者と非障害者とを積極的に区別していないことが示唆される。そうしたなか、この地域を分析する際に留意する事項として「家族」の位置づけがあると言える。リージョナルな取り組みでも「決議」においても言及されていることに加え、家族は障害者の自立と対立することもあり得るからである。

2

障害者権利条約と障害法の発展

さて、中東地域は、アラブ連盟以外のイスラーム国・非イスラーム国を含む地域であり、国連の経済社会理事会の地域委員会も含め、加盟しているリージョナルな政府間組織は多様である。しかし、障害に関しては、それぞれ国連の障害者権利条約に批准し、障害に関する国内法を整備してきている。21世紀最初の、包括的な人権条約である障害者権利条約は、障害者の人権確立に大きな役割を負い、国内法整備にも影響を与えてきた（表2-1）。

中東地域では、障害者権利条約の履行をどのように考え、実施してきたのであろうか。また、障害者の権利確立の視点からどのような特徴を有し、課題が残されているのであろうか。本節では、中東地域のうち、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、イランおよびトルコについて、それぞれの障害法の形成状況を概観し、障害者権利条約に照らし、障害者の定義、差別禁止と合理的配慮、教育と労働、家族と女性障害者、および、障害当事者の参加とモニタリングについて考察する。

2-1. 障害法の形成

(1) サウジアラビア

サウジアラビアは成文の憲法を有さず、「統治基本法」において「憲法はコー

表2-1 中東諸国の地域組織・条約等の加盟状況と障害法

(2020年12月31日現在)

国名	国連地域 ¹⁾			中東地域 ²⁾			人権条約 ³⁾		主要な障害法
	W	A	他	I	A	G	CRPD	CEDAW	
アルジェリア		○		○	○		◎	◎	障害者保護促進法(2002年)
バーレーン	○			○	○	○	◎	◎	障害者の福祉リハビリ雇用法(2006年)
コモロ		○		○	○		◎	◎	—
ジブチ		○		○	○		◎	◎	—
エジプト	○	○		○	○		◎	◎	障害者権利法(2018年)
イラン			AP	○			◎		総合的な障害者権利支援法(2004年) 障害者権利保護法(2018年)
イラク	○			○	○		◎	◎	障害・特別ニーズのある人の介助法(2013年)
イスラエル			E				◎	◎	障害者の平等権法(1998年, 2016年改正)
ヨルダン	○			○	○		◎	◎	障害者権利法(2017年)
クウェート	○			○	○	○	◎	◎	障害者権利法(2010年)
レバノン	○			○	○		○	◎	障害者権利法(2000年)
リビア	○	○		○	○		◎	◎	障害者法(1987年)
モーリタニア	○	○		○	○		◎	◎	障害者保護促進令(2006年)
モロッコ	○	○		○	○		◎	◎	障害者保護促進枠組法(2016年)
オマーン	○			○	○	○	◎	◎	障害者介助リハビリテーション法(2008年)
パレスチナ	○			○	○		◎		障害者権利法(1999年)
カタール	○			○	○	○	◎	◎	特別ニーズのある人の法(2004年)
サウジアラビア	○			○	○	○	◎	◎	障害者介護法(2000年)
ソマリア		○		○	○		◎		—
スーダン	○	○		○	○		◎		障害者国家法(2017年)
シリア	○			○	△		◎	◎	障害者法(2004年)
チュニジア	○	○		○	○		◎	◎	障害者保護促進法(2005年)
トルコ			E	○			◎	◎	障害者法(2005年, 2014年改正)
UAE	○			○	○	○	◎	◎	障害者権利法(2006年)
イエメン	○			○	○		◎	◎	障害者介助・リハビリテーション法(1999年)

(出所) Status of Treaties (Chapter IV 15& 15a), United Nations Treaty Collection (<https://treaties.un.org/>), ESCWA(2018)などをもとに著者作成。

- (注) 1) 国連の経済社会理事会の地域委員会への加盟状況を示す。複数地域に加盟が可能である。Wは西アジア経済社会委員会(ESCWA), Aはアフリカ経済委員会(ECA), APはアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP), Eはヨーロッパ経済委員会(ECE)。
2) 中東地域のリージョナルな国際組織への加盟状況を示す。Iはイスラーム協力機構, Aはアラブ連盟, Gは湾岸協力会議。
3) 国連の国際人権諸条約への加盟状況を示す。CRPDは障害者権利条約, CEDAWは女子差別撤廃条約。○は署名, ◎は批准。

ランおよびスナとする」(第1条)⁸⁾と定めている。そこでは「王国はイスラーム法に則り人間の権利を保護する」(第26条)ことが謳われ、「王国は非常時、疾病、身体障害、老齢の場合において国民およびその家族の権利を保護し、社会保障制度を充実させ、社会福祉事業に対する企業と個人の参画を奨励する」(第27条)ことが規定され、障害者にも言及している。2015年の障害者権利条約の実施状況に関する初回政府報告(CRPD/C/SAU/1)では、これをもってサウジアラビアの障害者はすべての人権を享受し、政府はそのための措置をとっていると主張されている(para.28)。障害に関する個別法としては、2000年に公布された「障害者介護法」⁹⁾があり、障害者に対する介護とリハビリテーションに関する集大成であるとされている(SBAHC n.d.)。ただし、政府は、障害者の予防、介護、リハビリテーションに関するサービスを受ける権利を保障するものと定めているものの(第2条)、いわゆる障害者差別禁止法ではなく、障害分野における慈善事業を奨励し、障害問題最高評議会など所轄官庁の責務を規定することが主たる目的となっている。

(2) アラブ首長国連邦 (UAE)

アラブ首長国連邦(UAE)は、2008年の障害者権利条約の署名に先立ち、2006年に「特別なニーズのある人の権利に関する連邦法」¹⁰⁾を制定し、その後、2009年に、条約の用語に合わせ、法律の名称を「障害者の権利に関する連邦法」¹¹⁾に改めた。本法の目的は「障害者の権利を確保し、許容される能力とケイパビリティの範囲内におけるすべてのサービスを提供すること」(第2条)とされており、「特別なニーズのある人の権利」として、保健、教育、雇用、文化などの分野ごとの章を設け、特別なニーズがあることが、それらの権利またはサービスの確保を妨げる理由となってはならないと定めている。UAEは7つの首長国からなるが、

8) 統治基本法の日本語訳は、日本貿易振興機構リヤド事務所訳参照 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/middle_east/sa/law/pdf/basic_01.pdf 2021年2月8日アクセス)。

9) Royal Decree No.(M/37), dated 23/9/1421 AH (2000年12月19日公布)。

10) Federal Law No. 29 of 2006 Concerning the Rights of Persons with Special Needs.

11) Federal Law No. 14 of 2009 Amending Certain Provisions of Federal Law No. 29 of 2006 Concerning the Rights of People with Special Needs.

首長国うち障害者に関する立法を有するのはドバイ首長国だけであり、2014年に「ドバイ首長国における障害者の権利に関する法」¹²⁾が公布されている。このほか、後述する障害の定義とかかわる決定として、2018年に「決意のある人の雇用に関する内閣の決定」¹³⁾が出され、障害者の呼称が事実上変更されている。

(3) イラン

イランは、2004年に「総合的な障害者権利支援法」¹⁴⁾を採択・施行している。本法第1条は「国は、障害者の権利を保障するために必要な基盤を作り、障害者に対して必要な支援を行う義務を負う」と定め、この法律の主たる宛名人が国であることをうかがわせる。差別禁止と合理的配慮、障害当事者の参加とモニタリングについて、関連する条文は存在しない。その後、2009年に障害者権利条約を批准し、2013年の初回政府報告(CRPD/C/IRN/1)や2017年の障害者権利委員会からの総括所見を経て、2018年5月に新しい「障害者権利保護法」が公布された¹⁵⁾。しかしながら、障害者権利委員会が要求していた、差別禁止や合理的配慮の規定の追加はなく、後述するように、その内容は、2004年法とほとんど変わっていない。なお、障害者に関する法律としては、このほかに、戦闘に起因して負傷した軍人およびその家族を対象とした「退役軍人へのサービス給付に関する総合法」が2007年に採択され、2011年に施行される¹⁶⁾。

(4) トルコ

トルコは、2005年に障害法を制定している¹⁷⁾。本法の目的は「障害の予防を

12) Law No.2 of 2014 Concerning the Rights of Persons with Disabilities in the Emirate of Dubai.

13) Cabinet Decision No. 43 of 2018 Concerning the Employment of People of Determination.

14) 2004年5月6日採択。「総合的な障害者権利支援法」は、細谷(2011)の訳を参照。

15) Islamic Consultative Assembly, Act No.31/5726, Law to Protect the Rights of the Disabled, Date of Adoption: 11 March 2018, Date of Publication: 3 May 2018. 法律のテキストは、Center for Human Rights in Iran (2018)の英語仮訳による。

16) 詳述しないが、障害者権利委員会では、退役軍人である障害者とその他の障害者が受けられるサービスなどの格差に憂慮が示されている(CRPD/C/IRN/CO/1, para.12-13)。

17) Law on Disabled People and on Making Amendments in some Laws and Decree Laws (法律第5378号, 2005年7月1日採択, 2005年7月7日施行)。

図り、障害者の健康、教育、リハビリテーション、雇用、介護および社会保障に関する問題の解決ならびに彼らが直面する障害の除去を図るための措置を講ずることにより、障害者が社会に参加することができるようにするとともに、これらのサービスの連携のために必要な調整を行うこと」とされている（第1条）。また、一般原則として、(a) 国は、人間の名誉と尊厳の不可侵原則に基づき、障害者や障害を理由とするあらゆる種類の虐待に対する社会政策を展開する。国は、障害者を差別せず、差別との闘いが障害者に対する施策の基本原則であること、(b) 障害者、その家族、ボランティア団体は障害者に関係する決定に参加すること、(c) 障害者に対するサービスを行う際には、家族の結束を守ることが不可欠であることなどを、掲げている（第4条）。

その後、2014年に同法の改正が行われ¹⁸⁾、障害者権利委員会の総括所見においても、障害に基づく差別と合理的配慮を定義し、同時に87の法律と9のデクレ（政令）を修正し、侮蔑的な用語が排除されたことが評価された（CRPD/C/TUR/CO/1, para.4）。改正において障害法の目的は「他の者と平等な条件に基づいて、社会生活において、障害者の基本的権利の享受を保障、促進し、効果的な参加を保証するために必要な調整を提供し、障害の予防措置をとること」に修正された。なお、これに先立ち、初回政府報告では、トルコ憲法第90条に基づき、人権条約は憲法と同等の効力を有することになることから（CRPD/C/TUR/1, para.2）、障害者権利条約の批准により、同条約は、すべての法的・行政的措置の基礎となり、裁判所が直接依拠できるものとなり、「障害に基づく差別」「合理的配慮」なども、直接適用されることになっているとの主張を展開している（CRPD/C/TUR/1, para.39）。

2-2. 障害者の定義

(1) サウジアラビア

「障害者介護法」は、障害を「視覚障害、聴覚障害、精神障害、身体・運動障害、学習困難、言語・言語障害、行動・情緒障害、多重・重複障害、自閉症、その他

18) Law No. 6518 (Official Gazette No.28918, Feb. 19, 2014) at <http://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2014/02/20140219-1.htm> (2020年2月19日アクセス)。

特別な介護を必要とする障害のうち、1つ以上の障害を有していること」と定義し、障害者を「彼または彼女の身体的、感覚的、精神的、意思疎通的、教育的または心理的能力の、全部または部分的な障害により、障害のない他の者との類似の状況における彼または彼女の通常のニーズを満たす可能性を低下させるほどの状態にある者」と定義する（第1条）。

初回政府報告では、この定義は、障害の医学モデルと社会モデルを明確に包含するとの主張を展開した。障害は医学的治療を必要とする状態にある一方、障害者は機能障害により能力が減じられることによって、非障害者と同様の権利を同じように享受することが妨げられているとし、それゆえ、障害の社会モデルに合致しているとする（CRPD/C/SAU/1, para.31）。しかし、これはまさに個人に原因と責任を負わせる障害の医学モデルであり、障害者権利条約が謳う、機能障害と社会環境との相互作用によって障害が生じることと対峙し、サウジアラビアは障害の医学モデルをベースとしていることがわかる。障害者権利委員会もこの点に懸念を示しており、総括所見において、「統治基本法、障害者介護法、労働法、障害者の福祉当局設立憲章を含め、サウジアラビアの立法は、障害の慈善モデルに基づいており、障害者権利条約と反対の方向にあり、他の者との平等に障害者が完全かつ効果的に社会に参加することを妨げている環境障壁について認識していない」と指摘している（CRPD/C/SAU/CO/1, para.5）。

（2）アラブ首長国連邦（UAE）

「特別なニーズのある人（障害者）の権利に関する連邦法」は、特別なニーズのある人（障害者）とは、「特別なニーズのない人に対する通常の要求を満たす可能性を低減させるほどの、永続的または一時的な、身体的、感覚的、精神的、コミュニケーション、教育的または心理的能力の全体的または部分的な欠陥または異常に苦しんでいる人」と定義する（第1条）。障害者権利条約に合わせて、「障害者」という用語が使われるようになったものの、社会環境との相互作用に言及されておらず、障害の医学モデルのままである。さらに、ドバイの君主で、UAE副大統領のムハンマド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥームの2017

年の言説により¹⁹⁾、現在、障害者は、事実上「決意の人」(People of Determination)と呼称され、既存の公的文書も置き換えられて表記されるようになった。障害者を称えることを意図していると考えられるが、慈善的な視点に立ち、医学モデルが強化されていると言える。

(3) イラン

2004年の「総合的な障害者権利支援法」は、障害者を「国家福祉機構の医師審査会によって、身体的、知的、精神的、あるいは、それらが結合した損傷のため、健康や全般的な能力に継続的で顕著な疾患 (disorder) が生じ、社会・経済的な分野で、その人の自立が低下している状態にあると診断された者」と定義している (第1条注)。これに対して、初回政府報告を審議した障害者権利委員会は、イランが、障害を、健康状態あるいは疾患と捉え、治療やリハビリテーションを優先し、立法や政策措置は、障害者への慈善、介護、福祉が中心になっていることに憂慮を示した。さらに、立法には軽蔑的な用語、例えば「精神を病む」(mentally ill), 「精神異常」(insane), 「知恵遅れ」(retarded) などが使用されていることを指摘している (CRPD/C/IRAN/CO/1, para.8)。

これを受けて、2018年に「障害者権利保護法」が制定されたものの、障害者とは「国家福祉機構の医療・リハビリテーション委員会によって障害種別と程度の認定を受けた、身体的、感覚的 (視覚・聴覚)、知的、精神的または重複した疾患 (disorder) や機能障害 (impairment) により、日常生活および社会貢献に、継続的で重大な制限と困難に直面している者」(第1条) と定義され、障害者権利委員会の勧告はまったく反映されず、医学モデルが維持されている。

19) 「障害は、実際は、前進や達成をすることができないということである。決意のある人 (people of determination) が過去何年もの間、さまざまな分野で達成してきたことは、決意と強い意志が、不可能を可能とすることの証明であり、課題や難しい状況に向かい合えば、目標をしっかりと達成できるものであると人々を勇気づける。」 (“Call the disabled people with determination: VP”, Khaleej Times, April 18, 2017, at <https://www.khaleejtimes.com/news/general/call-the-disabled-people-with-determination-vp> (2021年2月24日アクセス)。

(4) トルコ

2005年の障害法は、障害者を「生まれつきまたはその後の何らかの理由により、さまざまレベルの身体的、精神的、心理的、感覚的および社会的能力の喪失により、社会生活への適応や日常生活上の必要性を満たすことが困難であり、保護、介護、リハビリテーション、相談、支援サービスを必要とする者」と定義していた（第3条）。しかし、障害者権利条約批准後に行われた2014年の改正で、障害者の定義は「さまざまなレベルの身体、精神、心理、感覚の状況により、環境条件や態度によって影響を受け、他の者と平等な条件で、完全かつ効果的な参加が制限される者」に改められ、社会環境との相互作用および他の者との平等の視点が導入された。この点、トルコ政府も、2019年の事前質問事項への回答のなかで、2014年に障害法を障害者権利条約の義務に従って改正し、内容を権利に基づくアプローチをとる構造に改め、これまで欠陥やできないことを強調していた旧法の定義を排除し、個人と社会環境の相互作用であることを取り入れたことを強調している（CRPR/C/TUR/Q/1/Add.1, para.1）。

小 結

サウジアラビア、UAE、イランはいずれも障害の医学モデルに立脚しており、トルコのみが障害の社会モデルへのパラダイム転換を果たしている。トルコが障害者権利条約への批准を契機にパラダイム転換をした一方、イランも条約批准を契機に法律を改正したものの、障害者権利委員会からの勧告は反映されず、障害の医学モデルにとどまっている。UAEでは君主の言説により、これまでになく用語が使われることになり、絶対君主制をとる国では、障害者に対しては、慈善的なアプローチがとられ、障害の医学モデルからの転換が進みにくいことが示唆される。

2-3. 差別禁止と合理的配慮

(1) サウジアラビア

差別禁止について、サウジアラビアは、初回政府報告において、すべての法律および司法手続きは、平等原則、および、障害を含め、いかなる理由があっても、非差別原則に則っていると主張し、この原則はシャリーア（イスラーム法）が「す

すべての人は櫛の歯のように平等」であると記していることを根拠に挙げている (CRPD/C/SAU/1, para.36)。一方、合理的配慮については、1981年の副首相の通達 (No. 7/E/A.H.1402) に従い、すべての政府組織には、「合理的配慮」に基づく必要な環境の変更やサービスの提供の責任が課されていると主張する (para.32)。この通達は、スロープや出入口などのアクセシビリティを含め、公共および民間施設の技術的な基準を提示するものであり、事前質問事項の回答では、障害者に対する職場環境についての「合理的配慮」の否定は、法律違反であり、罰則が科される説明している (CRPD/C/SAU/Q/1/Add.1, para.15)。しかし、平等であるとは主張するものの、差別の禁止については無言であり、またここでいう「合理的配慮」は、あくまでもアクセシビリティなどの環境整備であり、障害者権利条約が求める、他の者との平等を基礎とした人権確保のために特定の場面に必要な調整とは異なる。

(2) アラブ首長国連邦 (UAE)

UAEは、差別禁止について、「特別なニーズのある人の権利に関する連邦法」に明文をおいている。連邦法は、まず、差別を「国家の施行法の下で規定された権利のいずれかについての平等な享受または行使を侵害または解消する結果をもたらす、特別なニーズ (障害) に起因する区別、除外、または制限」と定義する (第1条)。そして、首長国は、すべての法律において、特別なニーズ (障害) に起因する差別がないこと、障害者と特別なニーズのない人との平等を確保すること、経済および社会開発のすべての政策およびプログラムにおいて、平等および無差別を保証し、障害を理由とする差別を防ぐための適切な措置を講じることを定めている (第3条)。ただし、「合理的配慮」の規定はない。UAEは、初回報告で、職場での必要な設備、教育現場での適切な措置、物理的環境、手話による情報保障などを例示し、合理的配慮は既存の法律のなかですでに採用されていると主張したものの (CRPD/C/ARE/1, para.77)、これらはいずれも環境の整備ではあるが、障害者権利条約が求める合理的配慮とは異なる。

(3) イラン

イランは、2004年の「総合的な障害者権利支援法」においても、また2017

年の総括所見後の2018年に制定した「障害者権利保護法」においても、障害者権利条約が求める、差別禁止や合理的配慮について規定していない。初回政府報告において、イランは、障害者に対する差別禁止の規定ではなく、抽象的規定として、憲法が、すべての人は権利においても法の前においても平等であると定めていると提示し（CRPD/C/IRN/1, para.14）、この「すべての人」には、障害者も含まれ、差別が禁止されていると主張した（para.22）。しかし、障害者権利委員会は、総括所見において、合理的配慮の不提供を差別類型とすることも含め、障害に基づく差別の定義を欠いていることに憂慮を示し（CRPD/C/IRAN/CO/1, para.12）、障害を差別の理由とする法律を制定し、障害に基づく直接・間接差別、複合差別などを禁止すること、障害者権利条約に従って合理的配慮の概念を法律のなかで定義し、その否定を差別類型の1つとすることなどを勧告している（CRPD/C/IRAN/CO/1, para.13）。

(4) トルコ

トルコ政府は、障害者権利条約に関する初回報告のなかで、差別禁止については、2005年の障害者法に差別禁止の規定はないものの、「障害に基づく差別」はトルコ刑法（第5237号）第122条に取り入れられ、障害に基づく差別は、侮辱的な行為とみなされ、刑罰の対象となったことを報告している（CRPD/C/TUR/1, para.13, 36）。また、合理的配慮については、障害者に対する教育および職場における物理的環境の必要な調整義務として他の法律で規定されていると説明している（CRPD/C/TUR/1, para.14）。このように、2005年の障害法においては、差別禁止および合理的配慮に関する規定はなかったものの、2014年の改正では、障害者権利条約に則って、個別の条文と詳細な定義が加えられた。合理的配慮の提供義務の明記については、差別の禁止と平等を担保するために導入されたと、事前質問事項への回答で応答している（CRPR/C/TUR/Q/1/Add.1, para.1）。

追加された第4条（A）は「直接および間接差別を含む、障害に基づくすべての形の差別を禁止する」こと、「平等を保障するために障害者のために合理的配慮を提供し、差別を除去するために必要な措置をとる」こと、「障害者が完全かつ平等な権利と自由を享受するためにとる特別措置は、差別とはみなされない」

ことを謳っている。また、本法の施行にあたっての定義では、下記が明記されている（第3条）。

- (a) 直接差別：障害に基づく差別は，障害者の権利と自由に基づき，他の者と比較して平等な利益の獲得を阻害，制限，困難とするすべての異なる取り扱いをいう。
- (b) 間接差別：一見して差別のない行為，手続きおよび実行に見えるが，結果的に，障害者の権利と自由の見地から見て，客観的に正当化できない不利な状況に置くことになるすべての行為となる障害をいう。
- (d) 障害に基づく差別：平等な条件の下での，政治的，経済的，社会的，文化的，市民的またはその他の分野における，人権および基本的自由の完全な享受に対する，障害に基づくすべての差別，排斥または制限をいう。
- (j) 合理的配慮：障害者の人権と基本的自由が，他の者と完全かつ平等に保障されるためにとられる，必要かつ適切な修正および措置で，過重な負担を課さないもの。

なお，国家教育基本法第4条および労働法第5条にも，新しい条項が追加され，それぞれの分野における障害に基づく差別を禁止している（CRPR/C/TUR/Q/1/Add.1, para.1）。

小 結

サウジアラビアとイランは，平等を抽象的に強調するものの，差別の禁止については無言である。一方，UAEは，特別なニーズ（障害）に起因する権利の侵害や制限を禁止しており，より具体的な措置を求めている。しかし，合理的配慮については，この3カ国はいずれも障害者に対する環境整備と同義に捉えており，障害者権利条約が求める合理的配慮の概念を取り入れていない。しがたって，合理的配慮の不提供も差別を構成するものとして認識されていない。トルコも2005年の障害者法では，差別禁止も合理的配慮に関する規定はなかったものの，障害者権利条約への批准を契機とした改正において，差別類型を詳細に定義し，合理的配慮の提供も義務づけている。ただし，合理的配慮の不提供が差別を構成

するか否かは不明瞭である。なお、障害に基づく差別の禁止は、障害者法以外に、刑法、国家教育基本法、労働法などにも組み込まれ、具体的場面での適用が想定されている。

2-4. 教育と労働

(1) サウジアラビア

障害者介護法は、政府が介護・リハビリテーションのサービスを提供する範囲として、教育および労働に言及するものの（第2条）、具体的な定めは置かない。政府報告では、統治基本法第30条が公教育の提供について定め、それに基づき障害者には平等な機会を提供しているとする（para.155）。特に分離教育からインクルーシブ教育への転換については、教育省が、インテグレーション（統合）を原則とする規則とガイドラインを公布し、まずはインクルーシブ教育のモデル校に向けて取り組み始めたとされる（CRPD/C/SAU/Q/1/Add.1, para.90）。

労働については、労働法第28条が「仕事の性質が専門的訓練を受けた障害者の雇用を可能とする場合、25人以上の従業員を雇用する事業主は、労働力の最低4%が専門資格を有する障害者で占められるよう保証しなければならない」ことを定める²⁰⁾。また、事業主側のインセンティブとして、サウジ化プログラムにおいて求めているサウジアラビア国籍者の最低雇用率を算出するにあたって、障害者1人は、非障害者4人とカウントするとみなす政策がとられている²¹⁾。

(2) アラブ首長国連邦（UAE）

障害者権利法第12条が教育について言及し、教育、職業訓練、成人教育、および継続教育に関して、通常学級、または、必要に応じて特別学級において、首長国は、平等な教育機会を障害者に保証し、手話、点字法またはその他の適切な手段を用いたカリキュラムで提供するものと定める。また、障害自体は、公立ま

20) Saudi Labor and Workmen Law, Royal Decree No. M/51, 23 Shaban 1426 (27 September 2005).

21) Ministerial Decision No.4072/4/5, 11 May 2008. なお、サウジ化プログラムは、民間企業におけるサウジアラビア国民の雇用を奨励する国家政策である。

たは私立を問わず、あらゆる種類の教育機関への所属、加入または入学の申請を妨げる理由となってはならないことが明記されている。

労働については、障害者権利法第16条が、アラブ首長国連邦の障害者は、公職に就き、働く権利を有すると定める。また、障害自体は、障害を有する国民が、仕事のために指名または選ばれることを妨げるものとなってはならないと明記する。さらに、仕事の適性試験を実施する場合は、本法の規定に従って障害を考慮するとしている。また、内閣が、公的部門および民間部門の障害者雇用率を決定すると定めている（第18条）。

(3) イラン

教育に関して、旧障害法にも新しい障害法にも、教育を受ける権利や義務教育についての定めはない。ただし、貧困などの理由がある、有資格の障害者は、国家福祉機構の紹介状を受け、教育省、科学研究技術省、保健教育省などのもとの教育機関、および、イスラーム自由大学において、無償で教育を受けることができる（新障害法第9条）。障害者権利委員会との建設的対話では、2016年度には、約2万4000人の障害を持つ学生が大学院レベルの高等教育機関に入学していることが紹介された（CRPD/C/SR.302, para.6）。

そのほか建設的対話では、教育の一般的な政策は、障害を持つ生徒の普通学校（mainstream school）へのインクルージョンであり、アクセシブルな教材や手話通訳者を配置し、万人に等しく教育を提供することであり、13万人の障害を持つ生徒のうち、7万3000人が特別支援学校に、5万6000人が普通学校に通っていると報告されている（CRPD/C/Sr.303, para.48）。これに対して、総括所見では、特殊教育モデルが優勢で普通学校に入る障害児の割合が低いこと、普通教育を受けている障害を持つ男児と女児の割合に格差があることに憂慮が示された（CRPD/C/IRAN/CO/1, para.46）。

労働の権利に関しても言及はない。旧障害法は、障害者への就業機会の提供の視点から、具体的な指示を含む措置を義務として列挙していた（第7条）。例えば、公的部門での割当雇用制度が導入され、政府機関と公的機関は、許可された雇用者数の3%を障害者に割り当てるものと定めた。また、国営企業および政府組織、公的組織の電話オペレーターの少なくとも60%を、視覚障害者、弱視者、身体

障害者、肢体不自由者とすること、公的組織の企業の事務管理およびタイピストの少なくとも60%を身体障害者および肢体不自由者とすることが明記されている。そのほか、保険料の支援、作業所への支援、起業資金の支給などが記されている。

新障害法も、労働の権利についての定めはなく、旧法と同じく障害者のための基金および就業機会の提供の視点から、具体的な指示を含む措置が記されるにとどまる。政府は就業機会を提供するため、電話オペレーターの30%の枠を視覚障害者および身体障害者に与え、事務管理およびタイピストの30%の枠を身体障害者に与えると定め、前法よりも必要な割合を減らした（新障害法第11条）。一方で、政府が公共部門における従業員数の最低3%の障害者を配置しなければならないことは維持されたものの、前記2つの雇用枠の例外を除いて計算されることになった（第15条）。政府の公共部門とは、政府予算を使用するすべての省庁、機関、政府施設、公共・革命企業などを指し、国家行政雇用機構が障害者の雇用割当の配置と履行監視を行う（第15条注1）。また、第11条の注において、公共部門は、それぞれの年間雇用枠の範囲で、障害者を対象として特別に計画された採用試験を通して、有資格の盲人、ろう者、および脊髄損傷の人を採用することができるの特記している。

一方、障害者を雇用する民間事業者に対しては、障害者を雇用している期間中、障害者のパフォーマンス改善のための助成金が支給される（第12条）。助成金は、障害の程度により最大最低賃金の50%支給され、最長5年間支給される。なお、該当する組織は、雇用した重度または超重度の障害者の週間労働時間を10時間短縮することが求められている（第28条）。なお、障害者権利委員会は初回政府報告に対する総括所見において、公共セクターにおける3%の割当雇用の遵守が低いこと、職場における障害者への合理的配慮の認識の欠如、退役軍人に対する職業促進措置が他の障害者に適用されていないことなどに憂慮を示した（CRPD/C/IRAN/CO/1, para.50）。

(4) トルコ

教育に関しては、2005年の障害法第15条において、障害者の教育を受ける権利を明記し、その権利はいかなる理由があっても妨げることはできないと定めて

いる²²⁾。また、障害のある児童、青少年、成人の特別な条件や違いを考慮して、インクルーシブな環境のなかにおいて、障害のない人たちと対等な教育を受けることができることも謳っている。2014年の改正法も、基本的にこれを維持し、「教育を受ける権利」という文言は削除されたものの、障害者の教育はいかなる理由があっても妨げられないことを定めている（第15条）。さらに障害者権利条約の批准を受け、インクルーシブ教育については上記に加えて、生活している環境のもと、一般教育制度において、包括され、さまざまな理由で公式な教育を受けるのが遅れた障害者に対してはインクルージョンのための必要な措置が取られると定められた。なお、2014年に改正された国家教育基本法第4条においても、教育における差別の禁止が追加されている（CRPR/C/TUR/Q/1/Add.1, para.61）。

労働については、憲法に規定を有する。憲法第50条は「何人も、年齢、性別および能力に適さない労働に従事させてはならない。未成年者、女性および身体的または精神的障害を有する者は、労働条件に関して、特別な保護を受けるものとする」と定める。2005年障害法第14条は、求職から雇用期間のすべての段階における障害者への差別の禁止、他の人と異なる障害者に不利な結果をもたらす可能性のある待遇を禁止し、それらの障壁や困難の軽減または排除、物理的な手配を事業所などに義務づけている。2014年の改正法では、職場における合理的配慮の提供が経営者の義務として明示された。なお、労働法も改正において、障害に基づく差別の禁止が追加された（CRPR/C/TUR/Q/1/Add.1, para.1）。

アファーマティブアクションとしては、公務員法第657号第53条が、施設および団体に全ポストの3%の障害者従業員の雇用を規定し、また労働法第4857号第30条は、従業員50人以上の企業に3%の雇用義務を、公的企業には4%の雇用義務を課している。

小 結

障害者権利条約は教育について、インクルーシブ教育に基づいて教育を受ける権利を求めている。対象4カ国ともインクルーシブ教育に言及するものの、その発展段階は異なっている。サウジアラビアおよびUAEは、分離教育（セグリゲー

22) 特殊教育については、1997年の特殊教育サービスに関するデクレ第573号が存在する。

ション)からインクルーシブ教育の前段階のインテグレーションが緒に就いたばかりであり、特殊教育にウェイトが置かれている。イランも特殊教育が優勢であり、女子生徒よりも男子生徒の方が普通教育を受ける割合が高く、男女格差が生じている。その一方で、高等教育機関に進学している障害学生の人数は先進国と比較しても高いことに特徴がある。トルコは、障害法において障害者の教育を受ける権利を明記し、障害者権利条約の批准を受け、2014年の障害法改正において、生活している環境のもと、一般教育制度において包括されるべきことなどインクルーシブ教育に関する定義がより具体的に記されることになった。

労働について障害者権利条約は、非差別原則と合理的配慮の提供に加え、アファーマティブアクションを求めている。非差別原則と合理的配慮の提供を明記しているのはトルコのみであるが、4カ国とも割当雇用制度を導入している。サウジアラビアは、4%の障害者雇用率を設けているが、これは国策として進めているサウジ化プログラムのサウジアラビア国籍者の最低雇用率算出のインセンティブとしてリンクされており、障害者雇用の促進という本来の目的が歪められるおそれがある。UAEは、障害者が公職に就き、働く権利を有することを障害者権利法で明記し、障害を理由とした指名・選任からの排除を禁止し、適性試験実施にあたっては障害を考慮すべきとしていると主張している。しかし、実際には就業率が低く、後述するよう、女性障害者が就職するにあたっては、いわゆる「男性後見人」の許諾を必要とする別の問題を抱えている。イランは、公共部門における割当雇用制度の導入とは別に、具体的な職種に対する障害者雇用の枠を設定している。しかし、割当雇用の遵守意識が低いことに加え、一般の障害者に対しては、障害を持つ退役軍人に対する職業促進措置が適用されていないことから、障害者間での格差が憂慮される。なお、民間事業者に対しては、一定期間、助成金が支給される。トルコは、憲法において障害者の労働について言及する。労働者保護を目的とした定めではあるものの、「能力に適さない労働に従事させてはならない」こと、「労働条件に関して、特別な保護を受ける」ことの定めは、運用次第では、障害者の職業選択権を奪うおそれがある。ただ実際には、2005年の障害法が求職から雇用のすべての段階における障害者へのあらゆる差別の禁止と環境整備を定め、2014年の改正ではさらに合理的配慮の提供義務が明示され、割当雇用制度も導入されるなど障害者権利条約に沿って発展していることがわか

る。

2-5. 家族と女性障害者

(1) サウジアラビア

統治基本法は「家族はサウジ社会の中核であり」(第9条)、王国は家族の団結、家族によるアラブ・イスラームの価値観の保持、家族全員の保護と彼らの資質と能力開発のための環境作りを図るとしている(第10条)。障害者介護法は、障害者が介護やリハビリテーション・サービスを受ける権利を定めているが、それらは家族が担い手になることを前提としている²³⁾。政府報告では、政府は、障害者および障害者を介護する障害者の家族の手助けするために手当を給付し(CRPD/C/SAU/1, para.38)、障害者は彼らの家族から介護を受ける権利を有すると報告している(CRPD/C/SAU/1, para.99)。

結婚について政府は、シャリーアは結婚を奨励し、奪うことのできない権利とみなし、コーランと同様に社会の中核として家族の形成の重要性を示しているとした。そして、すべての人は、家族構成員を尊重し、介護する宗教的な義務があり、両親に対して親愛を示し、彼らに何らかの困窮があったり、障害があったりした場合には介護を提供するものとしている(CRPD/C/SAU/1, para.150)。また、建設的対話では、家族、母となること、父となること、または個人の関係における障害を理由とした差別は王国の法律に基づき禁止されていると回答している(CRPD/C/SAU/Q/1/Add.1, para.83)。これに対して、障害者権利委員会は総括所見において、結婚契約許可規則は、結婚しようとする男女に、婚前に医学検査を受けさせる義務を課しており、他の者との平等を基礎に結婚する権利を制限していると指摘する(CRPD/C/SAU/CO/1, para.41(c))。

また、障害者権利委員会は、障害者権利条約のもとで女性障害者に保障されているほとんどの権利の享受をいわゆる「男性後見人」の権限に従属させているとして、サウジアラビアの男性後見人制度について懸念を示している(CRPD/C/

23) 1980年の社会的リハビリテーション規則では、障害者は、彼らの家族環境のもとで介護され、支援機器が提供され、失業している場合は、恒常的な財政補助金と家庭を基盤とする介護が提供されると謳っている(Council of Ministers Decision No.34)。

SAU/CO/1, para.9(b))。総括所見は、女性差別撤廃条約の総括所見の勧告 (CEDAW/C/SAU/CO/3-4, para.16 (c)) を引き合いに、女性障害者に影響のあるすべての差別的法律の規定を廃止すること、特に本条約の下の女性の権利の行使にあたって男性後見人の承認を求める慣行の廃止を勧告している (CRPD/C/SAU/CO/1, para.10(b))。

(2) アラブ首長国連邦 (UAE)

精神障害は婚姻を除外する要件となるものの、2005年第28号の連邦身分法²⁴⁾は、後見人は裁判官の認可により、一定の条件が満たされれば、心神喪失の人の婚姻契約を締結することができるものと定めている。それらは、①契約の一方当事者が当該人の状況について情報の提供を受けた後、結婚に同意していること、②当該人の病理状況は遺伝的性質によらないこと、③結婚は当該人の利益となること、である。

女性障害者について、障害者権利委員会はサウジアラビアと同じく、UAEの身分法などが女性障害者の複合差別を助長していると指摘している。身分法第56条は、夫に妻を服従させる権利を認めており、総括所見はやはり女性差別撤廃条約の勧告を引き合いに (CEDAW/C/ARE/CO/2-3, para. 14)、いわゆる男性後見人の概念は廃止すべきであると勧告している (CRPD/C/ARE/CO/1, para.14)。

(3) イラン

家族に関連して、イランは政府報告において「総合的な障害者権利支援法」を引用して、障害を持つ親の子どものうち1人、または、障害児を最低2人持つ親は兵役を免除されると報告した。さらに、障害のある妻の後見人である夫も兵役を免除されると記している (CRPD/C/IRN/1, para.99)。これは、旧障害法第6条の規定であり、兵役義務についての定めであるが、障害者を有する世帯の「家族」の視点から規定されている。保護者が虚弱者あるいは障害者である男子、あるいは、最低2人の虚弱者あるいは障害者である兄弟姉妹をもつ男子の1人は兵

24) Federal Law No. (28) of 2005 On Personal Status.

役を免除されるというものである。さらに虚弱者や障害者の妻を扶養する者は、妻を扶養する限り兵役を免除されることとなっている（第6条注）。このことは、新障害者法にも受け継がれ、両方または片方の親自身が無能力者（incapable）または障害者（disabled）である場合、あるいは、最低2人の子どもが無能力者または障害者である場合、子ども1人が兵役を免除される（第26条）。また、無能力者または障害者である妻の後見人である配偶者は、障害者または無能力者である妻の後見人である限り、兵役を免除される。

女性障害者については、事前質問事項に対する回答で触れている。事前質問事項では、女性障害者に対する複合差別を取り除く方策について問うているものの（CRPD/C/IRAN/Q/1, para.8）、回答では、特別な状況にある女性従業員の労働時間短縮に関する法律の導入について言及している（CRPD/C/IRAN/1/Add.1, para.33）。法律に基づき、重度障害の女性従業員による要求があった場合、労働時間は、規定の週44時間ではなく、給与および福祉はそのまま、36時間に短縮される。さらに、この法律は、地域に根ざしたアプローチ（Community-based approach）を通して、障害のある夫または子を持つ女性従業員は、事業主に、週44時間の労働時間を36時間に短縮するよう要求し、事業主はそのままの給与と福祉で時短を認める法的義務を定める（CRPD/C/IRAN/1/Add.1, para.33）。これについて、2018年の「障害者権利保護法」は、障害を持つ配偶者または子どもがいる働く女性は、完全な給与と福祉の支給を得ながら、女性パートタイム雇用に関する法律に基づき配慮が提供されることを規定する（第27条）。それに加えて、障害を持つ配偶者または母のいない障害児の後見人となっている働く男性について、障害者が家庭内で世話をされているという条件の下、完全な給与と福祉の支給を得ながら、1週間の労働時間が4分の1短縮されるものとする。

また、イラン政府は女性障害者を支援するための制度であるとして、女性障害者には6年間の就業免除による早期退職の利用、息子の1人の兵役免除、および、総合的な障害者権利支援法第6条による労働時間短縮ならびにサービス利用の優先などがあると主張している（CRPD/C/IRAN/1/Add.1, para.34）。なお、建設的対話では、国家福祉機構の一般的な立場は、障害者は家庭内にとどまるべきであるとする一方、NGOとも協力して、自立生活、就学、労働市場への参入のなど支援も行うとした（CRPD/C/SR.302, para.12）。

(4) トルコ

2005年の障害法第4条の一般原則が、家族について明記する。同法は、サービス提供にあたっての原則として、国は、人間の名誉と尊厳の不可侵原則に基づき、障害者や障害を理由とするあらゆる種類の虐待に対する社会政策を展開し、障害者を差別せず、差別と闘うことが障害者に対する施策の基本原則であると謳いつつ(a項)、b項で「障害者、その家族、ボランティア団体は障害者に関係する決定に参加する」こと、c項で「障害者に対するサービスを行う際には、家族の結束を守ることが不可欠である」と定めている。

一方、結婚に関しては、民法第125条が弁識能力のない者は結婚できないと定め、第133条は精神疾患のある者は結婚を阻害する医学的要因がないことを証明する公式な診断書なしには結婚できないと定めていると報告している(CRPD/C/TUR/1, para.167)。それに対して、障害者権利委員会は、民法は、結婚し、家族を設ける知的障害者および心理社会的障害者の権利を制限していると懸念を表明している(CRPD/C/TUR/CO/1, 46)。

小 結

対象4カ国とも障害法において家族や結婚について言及している。サウジアラビアの統治基本法は「家族」が社会の中核であると位置づけ、障害者介護法も障害者の介護やリハビリテーション・サービスを受ける権利を定める一方、家族がそれらの担い手になることを前提としている。シャリーアが奨励している結婚については、奪うことができない権利であるとする一方で、婚前の義務的医学検査が、他の者との平等を基礎に結婚する障害者の権利を制限していることが指摘されている。UAEにおいて、精神障害は、婚姻の除外要件となっている。心神喪失者は一定の条件のもと結婚することができるものの、それは後見人が申請し、裁判所が認めた場合に限られ、幾重ものハードルが存在する。イランは、障害者の権利を定める新旧の障害法のなかで、兵役義務の免除規定を組み込んでいる点でユニークである。これに加えて、新「障害者権利保護法」には、障害者が世帯にいる場合の労働条件の緩和についての規定が加わっている。これらの規定は家族を単位としており、家族が障害者の世話をすることを前提とした制度設計となっていることがわかる。障害者世帯の負担を軽減する意味はあるものの、障害者

を世話のかかる客体とみなしており、障害者権利条約の原則に違背すると言えよう。トルコは、障害者を差別しないと謳う一方、障害法のなかで、障害者自身による意思決定に加え、家族やボランティア団体の意思決定への参加、サービス提供にあたっては家族の結束を守ることなど、やはり家族を基盤とした政策をとっていると言える。

女性障害者について、サウジアラビアおよびUAEでは、女性障害者が障害者権利条約などで保障された権利を実際に享受するためには、男性後見人の許諾が必要であり、実質的にいわゆる「男性後見人」に従属していることが問題となっている。イランは女性障害者を支援するための制度であるとして、女性障害者には6年間の就業免除による早期退職の利用、息子の1人の兵役免除、労働時間短縮などを例示しているものの、早期退職や時短は、女性障害者の負担軽減となる一方、女性障害者を排除するマイナスのインセンティブとなり得ることの検討がなされているか疑わしい。なお、トルコは女性障害者について言及しているものの、その権利保護は一般女性のなかに含まれ、同じであると述べるにとどまる。

2-6. 障害当事者の参加とモニタリング

(1) サウジアラビア

サウジアラビア政府は、初回報告において、障害者に対する慈善団体を含む人権の保護と促進のための国内団体を列記し、作成にあたってはそれらから意見を聴取したとした（CRPD/C/SAU/1, para.8-27）。しかし、その一方で、実際には、国内の障害当事者団体からパラレルレポートの提出はなかった。

これを受けて、障害者権利委員会は総括所見において、障害者によって、先導、指導、統治された組織との制度化された協議や障害者の関与の欠如に懸念を表明した（CRPD/C/SAU/CO/1, para.5）。そして、障害児を含む障害者の代表組織を通じた条約の実施および監視への参加に関する障害者権利委員会の一般的意見第7号（2018）²⁵⁾に沿って、心理社会的障害または知的障害を有する者を含め、

25) Committee on the Rights of Persons with Disabilities, “General Comment No. 7 (2018) on the Participation of Persons with Disabilities, including Children with Disabilities, through their Representative Organizations, in the Implementation and Monitoring of the Convention”, CRPD/C/GC/7.

障害者が主導し、指導し、統治する組織を承認し、すべての法律、政策およびプログラムの開発など、障害者に影響を与えるすべての事項について、障害者が代表組織を通じて効果的かつ意味のある協議をし、積極的に関与するための体系的なメカニズムを確立することを勧告した（CRPD/C/SAU/CO/1, para.6）。

(2) アラブ首長国連邦（UAE）

UAEも初回報告書作成にあたって市民社会の意見を聴取したとするもの（CRPD/C/ARE/1, para.60-61）、初回報告は、障害当事者の参加のメカニズムについて言及していない。それに加え、障害者権利委員会との建設的対話では、複数の委員から、障害当事者団体からのパラレルレポートの提出がないこと、および、障害当事者団体の出席がないことに対する疑問と批判が示された（CRPD/C/SR.275, para.6,7,11,14）。その結果、総括所見でも、障害者権利委員会から、障害者団体を含むUAEの市民社会からまったくパラレルレポートを受け取っていないこと、および、障害者が参加する協議が欠如し、障害者団体の人権擁護活動への従事が困難に直面していることなどへの懸念が表明された（CRPD/C/ARE/CO/1, para.9）。そして、独立した障害者の団体が自治組織として登録し、法律の制定や政策立案、体系的な参加と協議を通じて、条約の実施に効果的に貢献できるよう、既存の法律や要件を見直し、財政およびその他の支援を提供し、立法により正式なメカニズムを確立するなどの必要な措置をとること、ならびに、障害者団体が国際連合の人権メカニズムに独立して関与する自由を確保することなどが勧告された（CRPD/C/ARE/CO/1, para.10）。

(3) イラン

イランは、初回政府報告の作成にあたって、NGOおよび積極的な障害者を招へいたと記している（CRPD/C/IRN/1, para.184）。しかし、パラレルレポートについては、障害当事者団体および障害関連団体からの提出はなく、死刑廃止や地雷根絶に取り組んでいる人権団体からのレポートが提出されただけであった。このことは、建設的対話のなかでも国別報告者が言及しており、建設的対話に先立つブリーフィングにおいても障害当事者団体を代表する当事者からのインプットがなかったとされる（CRPD/C/SR.302, para.17）。

その結果、総括所見において障害者権利委員会は、障害者権利条約の実施に関する意思決定過程において障害当事者団体と協議するメカニズムを欠いていることに憂慮を示し（CRPD/C/IRAN/CO/1, para.10）、障害当事者団体の代表の参加のもと、障害者権利条約の展開と履行に関する意味のある協議を、独立した方法で実施するよう求めた（CRPD/C/IRAN/CO/1, para.11）。特に障害当事者団体の代表が、自由に、障害者権利条約に関する国際的なメカニズムに参加できるよう勧告している（CRPD/C/IRAN/CO/1, para.11）。

また、障害者権利条約の実施に関して、国・県・市の各行政レベルにおいて、すべての領域において公的機関の調整機能が効率的でないこと、条約実施を監視する独立したメカニズムを欠き、市民社会が監視プロセスに参画していないことに憂慮が示され（CRPD/C/IRAN/CO/1, para.62）、パリ原則に基づき独立した監視機構を設立し、障害当事者団体の代表を通して、障害者の完全参加を保障するよう勧告した（CRPD/C/IRAN/CO/1, para.63）。

その後、総括所見を経て、2018年に制定された「障害者権利保護法」では、障害当事者の参加について、部分的に言及が加わった。アクセシビリティに関する条文では、アクセシビリティに関する活動を調整・監視し、政府部門の履行をモニターするために国家本部が設置され、そのなかに、オブザーバーとして、障害NGOの全国ネットワークの代表が入ることが明記されている（第3条）。障害NGOの全国ネットワークとは、国民の統一的な声を形成し、構成団体の活動を調整・統合することを目的として設立される、主要な障害種別のNGOによって構成される全国的なネットワークを指すと定義されている（第1条）。また、本法の実施と障害者に関するすべての法律の実施に対する高度な監視のため、本法実施のための調整・監視委員会が設置されるものとされ（第31条）、構成員のなかに、オブザーバーとして、障害NGOの全国ネットワークおよび主要な障害者団体の選出による障害当事者の代表5名が加わることが明記された。

(4) トルコ

トルコは初回政府報告において、モニタリングの実施については、障害者の権利に関する監視・評価委員会が首相通達2013/8号に従って設置され、このなかには、障害者の市民社会団体または人権機関の代表が加わるものとされていると主

張した (CRPD/C/TUR/1, para.28)。また、特に、2012年の法律第6332号において設置された、財政・行政ともに独立したトルコ人権機関 (CRPD/C/TUR/1, para.31)、および、2012年に国会の下に設立され人権に関する公平性などを審査するオンブズマン制度の2つが障害者権利条約のモニタリングにとって重要であり、5人のオンブズマンのうち1名が障害関係の問題に責任をもつと報告している (CRPD/C/TUR/1, para.324)。このうちトルコ人権機関は、2016年に廃止され、トルコ人権平等機関 (TIHEK) に取って替わられたものの、引き続き、障害者差別の問題も取り扱われるとしている (CRPR/C/TUR/Q/1/Add.1, para.86)。

他方、国内の障害者団体からは障害当事者の参加とこれら制度の実効性について、パラレルレポートのなかで疑問が提起されている。特に政府報告の意見が聴取された障害者団体は国内の障害当事者団体ではなく、選定が恣意的であること、関係機関はオンブズマンによる勧告に従わず、効果に疑問があると批判している (The Confederation of the Disabled of Turkey 2018, para.129-132)。これを受けて、総括所見も、条約実施のための国内フォーカルポイントと障害者団体の緊密な協議のための仕組みを欠いていること、トルコ人権平等機関とオンブズマン事務所が独立性を欠いていること、障害者の権利に関する監視・評価委員会の活動に、障害者の統括組織を含む、障害者の組織が体系的に組み込まれていないことに懸念を示し、改善を勧告している (CRPD/C/TUR/CO/1, para.66, 67)。

小 結

障害当事者の参加について、障害者権利委員会は4カ国すべてに対して改善を求めている。サウジアラビア、UAE、イランは、国内の障害当事者団体からのパラレルレポートの提出はなく、UAEとイランからは、通常、障害当事者のオブザーバー参加がある建設的対話の場に障害者の参加はなく、障害者権利委員会の委員からは強い懸念が表明されている²⁶⁾。サウジアラビア、UAEに対しては障害者団体の設立についても言及されており、自律的な障害当事者団体の設立が容

26) サウジアラビアからの障害当事者の参加の有無については、建設的対話の議事録が本書発行時点で未発表であるため不明である。

易でないことが示唆される。イランについては、2018年の改正法のなかで、主要な障害種別のNGOによって構成される障害NGOの全国ネットワークの設立が規定されており、今後、運用が注目される。他方、トルコは、国内の障害当事者団体も有し、パラレルレポートも提出できているものの、次のステップである、国内の政策決定過程やモニタリングへの参加の制度的保障を欠いていることが問題となっている。

おわりに

中東地域においても、障害に関する国際的潮流が影響を及ぼしているものの、地域が一体となった取り組みは活発には行われていない。それでも、アラブ連盟の「アラブ人権憲章」やイスラーム協力機構の補助機関である国際イスラーム法学アカデミー「イスラーム法学における障害者の権利に関する決議」などが存在し、障害者の問題がまったく認識されていないわけではない。決議を見る限り、イスラーム法は、障害の医学モデルに立っているものの、障害者を社会の構成員として包摂し、宗教的な義務以外では、障害者と非障害者とを積極的に区別していないことが示唆される。このことは、対象国として取り上げた4カ国の国内法にどのような影響を与えているのであろうか。

障害に関する国際的潮流の影響が中東地域に及んでいることは、ほぼすべての国が障害者権利条約の締約国となっていることにも表れている。しかし、対象国のなかで障害者権利条約が求めている障害の医学モデルから社会モデルへのパラダイム転換を果たしているのはトルコのみであり、残りは法改正がなされた国でも医学モデルを維持したままとなっている。特にUAEでは君主の言説により、これまでにない用語が使われることになり、絶対君主制をとる国では、障害者に対しては、慈善的なアプローチがとられ、障害の医学モデルからの転換が進みにくいことが示唆される。

障害者が人として平等であることはいずれの国でも抽象的に認めているものの、サウジアラビアとイランは、差別の禁止については無言であった。また、トルコを除いた3カ国は、合理的配慮を環境整備と同義に捉えており、障害者権利条約

が求める、他の者との平等を基礎とした人権確保のために特定の場合に必要な調整という概念は受け入れていないとみられる。ただし、トルコについても、合理的配慮の不提供が差別を構成すると位置づけられたのか否かは不明である。

教育については、4カ国ともインクルーシブ教育に言及するものの、その発展段階は異なり、トルコを除く3カ国はいまだ特殊教育にウェイトが置かれている。しかし、イランに関しては、全体の教育水準が高いこともあり、高等教育機関に進学している障害学生の人数が顕著に高いことに特徴があった。特殊教育が優勢ななか、高等教育進学を可能とする要因が何かについてはさらなる検討が必要である。労働については、非差別原則と合理的配慮の提供を明記しているのはトルコのみであったが、割当雇用制度については4カ国とも導入している。しかし、それでも就業率が非障害者と比較して低いのは世界共通である。そうしたなかサウジアラビアは、サウジ化プログラムのサウジアラビア国籍者の最低雇用率算出のインセンティブとして障害者雇用を利用しており、単なる数合わせではなく、障害者雇用の促進という本来の目的に沿ってアファーマティブアクションがとられているのか疑義がある。

障害者に関する地域的な取り組みの特徴として挙げられていた「家族」の位置づけについては、4カ国とも障害法において言及されていた。「家族」が社会の中核であると位置づけられていることにもよるが、家族は介護の担い手となることが前提とされている。一方、障害者自身が結婚して家族を設けることについては、完全な自己決定が認められているとは言えず、婚前の義務的医学検査、後見人や裁判所の許諾などのハードルが存在する。家族に関するユニークな規定としては、イランが障害法のなかで、障害者を有する世帯の兵役義務免除や労働条件の緩和を組み込んでいる点である。これらの規定は家族を単位としており、家族が障害者の世話をすることを前提とした制度設計となっている。

女性障害者については、サウジアラビアおよびUAEにおける、いわゆる「男性後見人」が、障害者権利条約の一般原則、締約国の一般的義務、個別条文などに違背していることは問題であろう。女性障害者に先行して、非障害者の女性の問題として取り上げられてきたが、慣習であったものが法律に取り込まれており、締約国に求められている差別措置の廃止が期待される。上記の家族の位置づけと関係があるが、イランは女性障害者を支援するための制度であるとして、女性障

害者に、就業免除による早期退職の利用、息子1人の兵役免除、労働時間短縮などを立法化している。早期退職や時短は、女性障害者の負担軽減となる一方、その規定を理由に女性障害者を排除するマイナスのインセンティブとなり得ることがあり、その運用が注目される。

障害者権利条約の履行状況を審査した障害者権利委員会は、障害当事者の参加について、4カ国すべてに改善を求めている。サウジアラビア、UAE、イランの3カ国からは、国内の障害当事者団体からパラレルレポートの提出はなく、通常、オブザーバー参加がある建設的対話の場にも障害者の参加がないことから、障害者権利委員会の委員からは強い懸念が表明されている。また、サウジアラビア、UAEに対しては障害者団体の設立についても懸念が示され、自律的な障害当事者団体の設立が容易でないことが示唆される。結社の自由が一般的に制限されていることも背景にあるが、いまだ障害者を慈善の対象とし、権利の主体と見ていないことが、当事者の参加を阻んでいると考えられる。そうしたなか、イランが、2018年の改正法のなかで、主要な障害種別のNGOによって構成される障害NGOの全国ネットワークの設立を規定していることは注目すべき動きである。一方、法文上、障害の医学モデルから社会モデルへのパラダイム転換を果たしつつあるトルコは、国内の障害当事者団体も有し、パラレルレポートも提出する自由を有している。しかし、障害当事者が国内の政策決定過程やモニタリングに参加するための制度的な保障を欠いており、障害者が真の権利主体となるための実施過程に課題を残している。

このように、中東地域では、障害者権利条約の批准を契機に、障害法などを改正した国があるものの、多くは障害の医学モデルにとどまり、障害者権利条約が求める社会モデルへのパラダイム転換を果たしていないことが判明した。障害者は、福祉の客体にとどまり、権利の主体とはなっていないのが現状である。このことは、障害に関する政策決定過程やモニタリングへの障害当事者の参加が十分にはかられていないことから見てとれる。また、法律や制度が、家族による障害者の介護を前提とした制度設計となっていることも示唆された。一方、伝統的な家族のあり方や男性優位の社会的慣習が、障害者を包摂していることが判明したものの、国内法の条文や建設的対話の議論からは、イスラーム法が、直接、障害法形成に影響を及ぼしたとは見てとれない。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 岩隈道洋 2019.「イスラーム文明圏の諸国は、イスラーム法を憲法上どう位置付けているのか——近代憲法とシャリーアの関係に関する一試論」『杏林社会科学研究』34(2): 1-15.
- 富岡幸喜 2014.「第11章 サウジアラビアの法制度——イスラーム法と実定法」イスラムビジネス法研究会・西村あさひ法律事務所編著『イスラーム圏ビジネスの法と実務』経済産業調査会, 165-178.
- 長田こずえ 2004.「お待たせしました！『アラブ障害者の十年』が採択されました」『月刊ノーマライゼーション』24(278).
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n278/n278018.html> (2019年2月26日アクセス) .
- 2005.『アラブ・イスラム地域における障害者に関する重要課題と障害者支援アプローチに関する研究』国際協力機構・国際協力総合研修所.
- 細谷幸子 2011.「イラン・イスラーム共和国『総合的な障害者権利支援法』」『イスラーム世界研究』4(1-2): 435-440.

〈外国語文献〉

- Center for Human Rights in Iran 2018. “English Translation: Iran’s “Law to Protect the Rights of the Disabled.”
<https://iranhumanrights.org/2020/01/english-translation-irans-law-to-protect-the-rights-of-the-disabled/> (2020年2月26日アクセス) .
- The Confederation of the Disabled of Turkey (2018), “Shadow Report Turkey.”
https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRPD/Shared%20Documents/TUR/INT_CRPD_CSS_TUR_33877_E.docx (2021年2月28日アクセス) .
- International Islamic Fiqh Academy (IIFA) 2015. “Resolution on the Rights of the Disabled in Islamic Jurisprudence” [in Arabic] (22 March 2015).
<https://www.iifa-aifi.org/en/6596.html> (2021年3月22日アクセス) .
- Kinker, Brenton 2014. “An Evaluation of the Prospects for Successful Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in the Islamic World.” *Michigan Journal of International Law* 35(2): 443-483.
- Rispler-Chaim, Vardit 2007. *Disability in Islamic Law*. Dordrecht: Springer.
- 2019. “Some Observation on Attitudes to Disability in Islamic Law.” (Round Table), *International Journal on Middle East Studies* 51(1): 116-119.
- Sultan Bin Abdulaziz Humanitarian City (SBAHC) n.d. Saudi Handicap Guide.
<http://sbahc.org.sa/en-us/Patientexperience/Documents/SaudiHandicapGuide.pdf> (2021年2月8日アクセス) .
- United Nations Economic and Social Commission for Western Asia (ESCWA) 2018. Disability in the Arab Region, E/ESCWA/SDD/2018/1

https://www.unescwa.org/sites/www.unescwa.org/files/publications/files/disability-arab-region-2018-english_1.pdf(2019年2月26日アクセス) .

United Nations Economic and Social Commission for Western Asia and the League of Arab States (ESCWA & League of Arab States) 2014. Disability in the Arab Region: An Overview. E/ESCWA/SDD/2014/Technical Paper.1, Beirut.

https://www.unescwa.org/sites/www.unescwa.org/files/page_attachments/disability_in_the_arab_region_-_an_overview_-_en_1.pdf(2019年2月26日アクセス) .

〈Committee on the Rights of Persons with Disabilities(CRPD) 文書〉

[サウジアラビア]

Initial reports of States parties, Saudi Arabia (Received: 1 July 2015), CRPD/C/SAU/1, 16 November 2015.

List of issues in relation to the initial report of Saudi Arabia, CRPD/C/SAU/Q/1, 30 October 2018.

Replies of Saudi Arabia to the list of issues (received 14 January 2019), CRPD/C/SAU/Q/1/Add.1, 22 January 2019.

Concluding observations on the initial report of Saudi Arabia, CRPD/C/SAU/CO/1, 13 May 2019

[アラブ首長国連邦]

Initial reports of States parties, United Arab Emirates (received 24 January 2013), CRPD/C/ARE/1, 31 December 2014

Summary record of the 275th meeting (18 August 2016), CRPD/C/SR.275, 29 August 2016.

Summary record of the 276th meeting (19 August 2016), CRPD/C/SR.276, 29 August 2016.

Concluding observations on the initial report of the United Arab Emirates, CRPD/C/ARE/CO/1, 3 October 2016

[イラン]

Initial reports of States parties, Islamic Republic of Iran (received 20 December 2013), CRPD/C/IRN/1, 8 July 2015.

List of issues in relation to the initial report of the Islamic Republic of Iran, CRPD/C/IRAN/Q/1, 29 September 2016.

Replies of the Islamic Republic of Iran to the list of issues (received 3 January 2017), CRPD/C/IRAN/1/Add.1, 13 January 2017.

Summary record of the 302nd meeting (22 March 2017), CRPD/C/SR.302, 4 April 2017.

Summary record of the 303rd meeting (23 March 2017), CRPD/C/SR.303, 4 April 2017.

Concluding observations on the initial report of the Islamic Republic of Iran, CRPD/C/IRAN/CO/1, 10 May 2017.

[トルコ]

Initial report submitted by Turkey (received 3 August 2015), CRPD/C/TUR/1, 4 October 2017.

Replies of Turkey to the list of issues (received 14 January 2019), CRPD/C/TUR/Q/1/Add.1, 21 January 2019.

Concluding observations on the initial report of Turkey, CRPD/C/TUR/CO/1, 1 October 2019.

資料2-1 アラブ人権憲章

第3条1 本憲章の締約国は、人種、色、性別、言語、宗教的信条、意見、思想、国籍または社会的出身、富、出生、または、身体的または精神的障害の理由を問わずに、その管轄の対象にあるすべての個人に対して、ここに定める権利および自由を享受することを保障することを約束する。

2 本憲章の締約国は、前項の理由のいずれかに基づくあらゆる形態の差別に対する保護を確実にするため、本憲章に明記されているすべての権利と自由を享受するための実質的平等を保証する必要な措置をとる。

第34条1 労働の権利はすべての市民の当然の権利である。国家は、生産、職業選択の自由、および、人種、色、性別、宗教、言語、政治的見解、労働組合の加入、出身国、社会的出身、障害またはその他の状況を理由とするいかなる種類の差別もない機会の平等を確保しながら、可能な限り、最大限の数の労働意欲を有する人々に仕事を提供しよう努めるものとする。

2 すべての労働者は、本人および家族の基本的ニーズを満たす適切な報酬を確保し、労働時間、休憩および有給休暇の規制をはじめ、職業衛生および安全の確保、および、職場における女性、児童ならびに障害者の保護のための規則を規制する公正かつ有利な労働条件を享受する権利を有する。

第40条1 締約国は、精神的または身体的障害を持つ人々に、尊厳を保証するまともな生活を確保し、彼らの自立を高め、社会への積極的な参加を促進することを約束する。

2 締約国は、すべての障害者に無料で社会サービスを提供し、その人々、彼らの家族または彼らの世話をしている家族が必要とする物質的援助を提供し、その人々が施設に配置されることを避けるために必要なすべての手段をとるべきである。締約国は、すべての場合において障害者の最善の利益を考慮しなければならない。

3 締約国は、予防保健プログラム、意識向上および教育を含むあらゆる可能な手段によって障害の発生率を削減するために必要なすべての措置をとる。

4 締約国は、これらの人々を教育システムに統合することの重要性、職業訓練および見習いの重要性、ならびに、公共部門または民間部門における適切な雇用機会の創出を考慮して、障害者に適した完全な教育サービスを提供する。

5 締約国は、これらの人々を社会に統合することを目的としたリハビリテーションを含む、障害のある人々に適切したすべての保健サービスを提供する。

6 締約国は、障害者がすべての公的および私的なサービスを利用できるようにするものとする。

(著者仮訳)

資料2-2 イスラーム法学における障害者の権利に関する決議

アカデミーに提出された「イスラーム法学における障害者の権利」と題する研究を検討し、シャリーアの大きい配慮に鑑み、また、それをめぐる議論に耳を傾けた結果、次のように決定した：

1. 障害者とは、健常者と比較して、(精神的、感覚的または身体的に)必要な務めが行えない人を意味する。
2. 障害者の権利とは、障害者が尊厳ある生活を送るために、法律または規則によって彼らに付与された権限を意味する。
3. イスラームのシャリーアは、障害者の権利に関心を寄せ、彼らを社会の完全な構成員とした。彼らは、シャリーアのテキストで除外されているものを除いて、他の者と同じ権利および義務を有している。
4. 障害者は、そもそも障害の発生を制限する措置を講じることをはじめ、障害者のための家族の維持、愛と尊敬に基づく正しい教育、結婚や住居その他の基本的なニーズを満たすために努力するなど、家族に対する権利を有する。
5. 障害者は社会に対する権利を有する。そのうち最も重要なのは、社会のほかの構成員との統合、よき仲間付き合いの提供、彼に対する尊厳を持ち、いかなる形でも毀損しないこと、および、彼または彼の社会に対して良く、有益なことに對して彼の力と能力を傾注すること。
6. 障害者は国に対して以下の権利を有する：
 - ・専門の医療機関の設置をとおした治療およびリハビリテーション、および、介護に直接責任のある者への介護方法の訓練による健康保健の提供。
 - ・最新の教育方法および手段の提供、教育および指導を専門とする教員の養成を含め、本人に合った適切な教育の提供。
 - ・労働市場に参入する資格を得るための訓練を含め、可能性と能力に本人に見合った仕事の提供。
 - ・ザカート (Zakat)、ワクフ (Waqf)、バイト・アラ・マール (Bayt al-Mal) をとおしたⁱ⁾、経済的に困窮している障害者への適切な対応。
 - ・本人に適した交通手段の用意、移動性と機動性を容易にする建物や公共施設の基準を定めることを含め、本人に適した手段による移動。
 - ・本人の権利を保護する法律と規則の制定、およびその履行のフォローアップ。

協議会は、以下のことを勧告する：

1. メディア、教育的、文化的、社会的プログラムなど可能なあらゆる手段を用いて、障害者の権利について、家族および社会を啓発すること。
2. 障害者問題に関心を要せる政府や民間機関を支援し、これらの機関を支援する環境を強化すること。
3. 障害者問題に関する会議、セミナー、ワークショップの開催。
4. 障害者問題に関する調査・研究センターを設置し、障害者を対象とした事業に活用すること。

5. 社会と障害者の相互交流の窓口を拡大し、障害者の権利に取り組み、地域や国際レベルにおいて障害者の問題に取り組む協会を設立し、支援すること。
6. 協議会は、結婚前の健康診断、ポリオの予防接種など、障害の原因を減らすことにつながる、ありとあらゆることを行う必要性を強調する。
7. イスラーム法の規定に矛盾しない方法で、障害者の権利に関する国際条約に重きを置くこと。

(著者仮訳)

-
- i) ザカートは困窮者を助けるための義務的な喜捨、ワクフは基金提供の利益による慈善事業、バイト・アラ・マール (House of wealth) はザカートや税などを管理する財務当局。

©Masayuki Kobayashi 2023

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

